

令和6年度尾道市開業支援補助金の募集について

尾道市では、市内の産業の活性化と移住の促進を図ることを目的として、尾道市に移住し開業する事業者に対して、事業所開設に要する建物の改修または修繕にかかる経費について助成します。

【対象者】

尾道市に移住し、市内において新たに事業所を開設しようとする事業者（法人の場合は代表者）

※ただし、次のいずれかに該当する場合には補助対象者となりません。

- ・市税の滞納がある者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業を営む者
- ・尾道市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者等市長が不適当と認める者
- ・フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者
- ・本人または親族（3親等内の血族、配偶者及び2親等内の姻族）所有の建物において開業する者
- ・その他市長が適切でないとき

【補助対象経費・補助上限額・補助率】

○補助対象経費：事業所開設の整備に要する経費（建物の改修または修繕に要する経費）

※建物の改修または修繕の実施について、原則市内に本店・支店等が所在する施工業者に発注すること。

○補助率：1/2（限度額：50万円）

【主な補助要件】

○尾道市転入直前に広島県外で1年以上居住しており、この補助金の申請日時点で移住から1年を経過していない者（まだ移住していない場合は開業日時点で移住していること）

○尾道市に移住する以前に他地域で1年以上事業経営を行っており、市内に開業する事業について十分な調査研究に基づいた経営計画及び資金計画を有し、事業の継続発展が見込まれること

○尾道市に定住し、開業することを通じて地域の活性化に貢献する意思を持っていること

○自治会等に参加し、自治会活動等に積極的に参加すること

○開業後3年間、営業状況を報告すること

○令和7年3月31日までに開業すること

【募集期間】

令和6年4月1日（月）～令和7年1月31日（金） ※予算がなくなり次第終了

【その他】

○補助金の交付は、同一事業者につき1回限りとします。

○同一の事業について、国、県、又は他の団体による補助金等の交付対象となっている経費は補助対象外とします。

■補助金申請の流れについては、裏面をご覧ください。

■その他ご不明な点がございましたら、下記までお気軽にご相談ください。

＜補助金に関するお問い合わせ・申込み先＞

尾道市産業部商工課

Tel：0848-38-9182 Fax：0848-38-9293

E-mail：shoko@city.onomichi.hiroshima.jp

尾道市開業支援補助金 申請の流れ



※補助金交付決定前に発注したものは、全て補助対象外となるため、ご注意ください。

④ 補助金申請に必要な書類

- 補助金交付申請書
- 事業計画書
- 誓約書
- 定款の写し及び登記事項証明書の写し（法人の場合）
または開業届の写し（個人事業主の場合）
- 確定申告書の写し（受付印のある直近1期分）
- 事業所の図面及び整備に係る見積書の写し
- 事業現況写真
- 戸籍の附票の写し等（尾道市転入直前に広島県外で1年以上居住していたことを確認できるもの）
- 市税の滞納がないことの証明書
- その他市長が必要と認める書類

事業者が39歳以下の場合、
応援給付金の制度があります!!
※予算がなくなり次第終了
くわしくは商工課へおたずねください

⑨ 実績報告に必要な書類

- 補助金実績報告書
- 事業報告書
- 事業費の領収書の写し及び請求明細書の写し
- 事業完成写真
- 事業所の賃貸借契約書の写し
- 開業した日以降に発行された住民票の写し
- 開業を確認できる資料（チラシ等）
- その他市長が必要と認める書類